

居住費(滞在費)に関する 見直しの主なポイント

「居住費(滞在費)」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」 の範囲	多床室(相部屋)	：	光熱水費相当
	従来型個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型準個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型個室	：	室料 + 光熱水費相当

所得の低い方の負担の上限は次のようになります

()内は月額概数

	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室(相部屋)	0円/日(0円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	
従来型 個室	①特養等	320円/日(1.0万円)	420円/日(1.3万円)	820円/日(2.5万円)	1,150円/日(3.5万円)
	②老健・療養等	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)
ユニット型準個室	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)	
ユニット型個室	820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	1,970円/日(6.0万円)	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。
※なお、施設には平均的な居住費用(=基準費用額)と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

従来型個室には経過措置があります

- 従来型個室に既に入所(入院)されている方などについては、次のような経過措置を講じ、利用者負担が急増しないよう、激変緩和措置を講じます。

対象者の範囲

既入所者	従来型個室の既入所者のうち特別な室料を支払っていない者
新規入所者	<ol style="list-style-type: none"> 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合 居住する居室の面積が一定以下である者 ※特養は10.65m²、老健は8m²、介護療養は6.4m²。 著しい精神症状等により、多床室(相部屋)では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

介護報酬

多床室(相部屋)と同額の報酬を適用

利用者負担

光熱水費相当

特別な室料

支払いを求めることができない。